

群馬県教職員互助会規約の一部を改正する規程

群馬県教職員互助会規約（昭和 46 年 3 月 31 日制定）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（事業）

第 4 条 この会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(7) 介護休暇見舞金の給付

(10) 派遣職員給付金の給付 → 削除

第 5 条を次のように改める。

（会員の資格）

第 5 条 この会の会員となることができる者は、県費負担職員である公立学校共済合群馬支部組合員とする。

3 第 1 項及び 2 項に規定する職員のうち短時間勤務職員及びそれに準ずる者は除くものとする。

付則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【改正理由】

（１）互助会事業検討委員会の短時間勤務職員の加入の可否に係る検討結果による。

令和 3 年度互助会事業検討委員会の検討結果により、令和 4 年 10 月に公立学校共済組合に加入する短時間勤務職員の互助会加入の可否について、全員非加入としたため、会員資格に係る規約を一部改正する。

（２）互助会事業検討委員会の給付事業の見直し結果による。

令和 3 年度互助会事業検討委員会の検討結果により、以下の給付事業について、給付事業に係る規約を一部改正する。

(ア) 災害見舞金

① 共済と同水準に見直し ② 給付額を定額 ③ 一時金創設

(イ) 介護休暇助成金

① 事業名を介護休暇見舞金に ② 1 回 3 万円を支給

(ウ) 派遣職員給付金

廃止する。

新旧対照表【群馬県教職員互助会規約第4条関係】

改 正 後	現 行
(事業) 第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 入院見舞金の給付 (2) 結婚祝金の給付 (3) 出産祝金の給付 (4) 出産見舞金の給付 (5) 入学・卒業祝金の給付 (6) 弔慰金の給付 (7) 介護休暇見舞金の給付 (8) 障がい児（者）見舞金の給付 (9) 災害見舞金の給付 <u>(10) 退職慰労金の給付</u> <u>(11) 臨時の支出に対する貸付</u> <u>(12) 健康保持疾病予防に関する事業</u> <u>(13) その他この会の目的を達するために必要な事業</u> 2 給付及び貸付の額、条件等は別に定める。	(事業) 第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 入院見舞金の給付 (2) 結婚祝金の給付 (3) 出産祝金の給付 (4) 出産見舞金の給付 (5) 入学・卒業祝金の給付 (6) 弔慰金の給付 (7) 介護休暇助成金の給付 (8) 障がい児（者）見舞金の給付 (9) 災害見舞金の給付 <u>(10) 派遣職員給付金の給付</u> (11) 退職慰労金の給付 (12) 臨時の支出に対する貸付 (13) 健康保持疾病予防に関する事業 (14) その他この会の目的を達するために必要な事業 2 給付及び貸付の額、条件等は別に定める。

新旧対照表【群馬県教職員互助会規約第5条関係】

改 正 後	現 行
(会員の資格) 第5条 この会の会員となることができる者は、県費負担職員である公立学校共済組合群馬支部組合員とする。 2 前項に規定する職員のほか次の各号に掲げる者は、会員となることができる。 (1) 市立（組合立）高等学校の職員、市立中等教育学校の職員及び公立学校共済組合群馬支部の職員で、公立学校共済組合群馬支部の組合員 (2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣された職員 (3) 地方公務員法第52条の規定による職員団体に雇用される職員で健康保険法の被保険者 (4) 群馬県教職員互助会の職員で健康保険法の被保険者 (5) 前各号に準ずる者で理事長が特に認める職員 3 第1項及び2項に規定する職員のうち短時間勤務職員及びそれに準ずる者は除くものとする。	(会員の資格) 第5条 この会の会員となることができる者は、県費負担職員である公立学校共済組合群馬支部組合員とする。 2 前項に規定する職員のほか次の各号に掲げる者は、会員となることができる。 (1) 市立（組合立）高等学校の職員、市立中等教育学校の職員及び公立学校共済組合群馬支部の職員で、公立学校共済組合群馬支部の組合員 (2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣された職員 (3) 地方公務員法第52条の規定による職員団体に雇用される職員で健康保険法の被保険者 (4) 群馬県教職員互助会の職員で健康保険法の被保険者 (5) 前各号に準ずる者で理事長が特に認める職員